

マイナンバーカード・在留カードに関すること

質問1：マイナンバーカードの住所変更の手続きは代理人でも可能ですか。

回答1：代理の方でも住所変更の手続きは可能です。
券面の住所変更手続きを同じ世帯の方がされる場合、住所変更する方の暗証番号がわかれば、代理の方の本人確認書類と住所変更をする方のマイナンバーカードをお持ちいただくと、代理で手続きが可能です。
署名用電子証明書の住所変更の手続きについては、区役所の戸籍住民課住民記録係または各特別出張所までお問い合わせください。

- 戸籍住民課住民記録係 (03-5273-3601)
- 榎町特別出張所 (03-3202-2461)

質問2：マイナンバーカードの手続きは、榎町特別出張所以外でも可能ですか。

回答2：マイナンバーカードの手続きは、歌舞伎町にある区役所本庁舎や他の各特別出張所でも可能です。
榎町特別出張所では臨時窓口も開設しますので、そちらもご利用いただけます。

質問3：11月6日以前に在留カードの住所変更の手続きをしたいと思っています。

回答3：11月6日以降でなければ手続きはできません。

臨時窓口のご案内

マイナンバーカード、在留カードの住所変更は、区役所や各特別出張所の窓口の他、榎町特別出張所（2階 行政会議室）の臨時窓口でも手続き可能です。

開設期間（○：開庁日）

	日	月	火	水	木	金	土
11月	5	6	7	8	9	10	11
	—	○	○	○	○	○	○
	12	13	14	15	16	17	18
	—	○	○	○	○	○	○
	19	20	21	22	23 (祝)	24	25
—	○	○	○	○	○	—	

臨時窓口の受付時間

午前 8：45～11：30

午後 1：00～4：30

※ 11：30～13：00は受付していません

※ 混雑状況によっては、早めに受付を終了させていただくことがあります

混雑の緩和のため、お住いの街区ごとに下記の日程で来庁いただきますよう、可能な限りご協力をお願いします。

- 1番から10番街区：11月6日（月）～11月11日（土）
- 11番から18番街区：11月13日（月）～11月18日（土）
- 19番から20番街区：11月20日（月）～11月24日（金）